

# 福祉情報

## 心の健康相談

▼内容 精神保健・福祉・医療に関する相談

▼相談日・相談担当者  
保健師による相談日

（保健福祉相談）  
2月6日(木)

専門医による相談日  
2月20日(木)

▼時間 13時30分～14時30分

▼相談場所 中部保健所

※予約制 面接相談  
62-9171

ヨガ教室・  
プリザーブドフラワー教室

▼日時 2月12日(水) 10時～

▼料金 無料

※動きやすい服装でお越しください。

プリザーブドフラワー教室

▼費用 2000円(材料費)  
2月19日(水) 10時～

※両教室とも定員になり次第締め切らせていただきます。  
▼場所・申込・問い合わせ先  
ばれつと 83-5324

## うばめ園交流事業

身体と心を自覚めさせよう！

▼日時 2月3日(月)  
10時～11時30分

▼内容 健康教室「演歌ビクス」

※参加料は無料です。運動靴をご用意ください。

▼場所・申込・問い合わせ先  
うばめ園あゆみ  
82-0353

▼設置時間 24日(月) 3日(月)・10日(月)・17日(月)  
82-9519

2月手話通訳設置日

13時～16時30分～12時

※プライバシーの保護には細心の注意を払っています。

▼問い合わせ先  
福祉事務所 障がい支援班  
82-9519

# 高齢者の尊厳と権利を守りましょう！

## このような行為は虐待になります。

高齢者虐待防止・養護者支援法では、高齢者（65歳以上）の虐待とは、家族などの養護者（介護者）または養介護施設従事者などによる下記の行為をいいます。

身体的虐待	●たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせる等 ●ベッドにしばりつけたり、薬を過剰に与える等
介護・世話の放棄、放任	●空腹、脱水、低栄養状態のままにする等 ●オムツなどを放置する。劣悪な状態のなかに放置する等
心理的虐待	●排泄などの失敗に対して恥をかかせる等 ●子ども扱いにする。怒鳴る。ののしる。悪口をいう等
性的虐待	●懲罰的に下半身を裸にして放置する等 ●キス、性器への接触、セックスを強要する等
経済的虐待	●本人のお金を必要な額渡さない、使わせない等 ●本人の年金、預貯金などを本人の了解無く使用する等

●相談および問い合わせ先／津久見市地域包括支援センター社協 82-4124  
津久見市役所 長寿支援課（港出張所） 82-5666  
津久見市福祉事務所 82-9519